

3. 高額療養費制度（70歳以上）

今回は、公的医療保険制度の **高額療養費制度の70歳以上** の場合です。

1か月の自己負担額が、一定の金額を超えた場合に超えた部分が払い戻される高額療養費制度の70歳以上の自己負担限度額は、以下のようになっています。尚、年収370万円以上の現役並みの所得者の方は、70歳未満の方と同じ自己負担限度額となっています。（下記1, 2, 3）

70歳以上の場合

	所得区分	ひと月の自己負担限度額		4回目からの自己負担限度額(※)
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
1	年収約1,160万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円×1%）		140,100円
2	年収約770万円～約1,160万円	167,400円+（総医療費-558,000円×1%）		93,000円
3	年収約370万円～約770万円	80,100円+（総医療費-267,000円×1%）		44,400円
4	年収約156万円～約370万円	18,000円 (年間上限14万4000円)	57,600円	44,400円
5	住民税非課税者	8,000円	24,600円	24,600円
6	住民税非課税者 (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円	15,000円

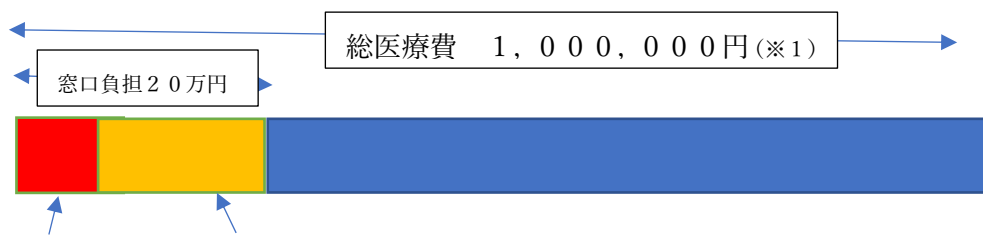
(※) 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合には、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります。

(※) 健康保険組合には、自己負担の軽減を図るための付加制度がある場合もあります。

(※) 同じ健康保険に加入している場合には、世帯で計算可能です。

令和4年11月現在 厚生労働省ホームページより

例) 73歳の年収200万円(上記表 4) 入院しての窓口負担 200,000円
 $200,000円 - 57,600円 = 142,400円$



自己負担限度額 57,600円 高額療養費払戻額 142,400円 (※1) 窓口負担200,000円の場合の実際の医療費金額

老後の収入によっては、民間の医療保険の減額等も考えられると思います。ただし、自己負担額は、世帯ごとになっているので、同じ世帯に高い収入の人がいる場合や、今後の医療保険情勢によっては、自己負担限度額がアップされる恐れもありますのでご注意ください。